

社会福祉法人 日野市社会福祉協議会

障害者及び高齢者団体等のバス借上補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者及び高齢者団体等の借上バスの費用の一部を補助することにより、障害者及び高齢者等の社会参加の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 借上バス 補助金の交付対象団体が視察、研修、その他の活動のために借り上げるバス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車）をいう。

(補助金の交付対象団体)

第3条 補助金の交付対象団体は、政治活動、宗教活動、選挙活動及び営利を目的とした活動をしていない団体で社会福祉法人日野市社会福祉協議会に2以上の団体会費を納める次の団体とする。

- (1) 日野市内の福祉施設・団体で、障害者（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者手帳保持者）と職員・指導員・介助者等が構成員の2／3以上の障害者施設・団体[区分1]
- (2) 日野市在住・在勤者で構成される団体で、構成員の2／3以上が65歳以上の高齢者団体[区分2]
- (3) 日野市在住・在勤者で構成される団体で、次に掲げるもの。[区分3]
 - イ 社会福祉活動・地域活性化活動に協力する団体
 - ロ 児童・生徒の健全育成を目的とする団体
- (4) その他、会長が特に必要と認める団体[区分4]

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業は、前条各号に掲げる団体が借上バスを使用して行う次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 視察、研修又は学習活動
- (2) 社会福祉等に関するボランティア活動
- (3) その他会長が特に必要と認める事業

(補助金の交付回数)

第5条 補助金の交付回数は、1団体につき1年度あたり次の各号に掲げる回数とする。

(1) [区分1] 6回

(2) [区分2] 4回

(3) [区分3] 2回

(4) [区分4] 1回

なお、宿泊を伴う場合の補助金の交付回数は実際に借上バスを運行した日数とする。

(補助の対象となる借上バスの台数)

第6条 補助金の交付対象となる借上バスの台数は2台以内とする。なお、1回の使用で借上バスを2台利用するときは、2回使用したものとみなす。

(補助対象経費)

第7条 補助の対象となる経費は、バス借上げに係る次に掲げる費用とする。

(1) バスの借上費（高速道路等の通行料、駐車場の使用料及び運転手等の食事代、宿泊代その他の付帯費用は除く。）

(補助金の額)

第8条 1台当たりの補助金の額等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする団体は、事業実施日の3か月前から事業実施日の2週間前までに補助金交付申請書（第1号様式）に、バス借上見積書及び参加者名簿（第2号様式）を添えて会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 会長は、補助金の交付の申請があったときは、申請書及び添付書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更)

第11条 申請者は、補助金の交付決定後、補助金の額に変更が生じた場合及び補助事業を中止する場合は、速やかに補助金交付変更申請書（第4号様式）に必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の変更)

第12条 会長は前条の補助金交付変更の承認申請があったときは、申請書及び添付書類を審査し、補助金の額に変更が生じるときは、補助金交付決定変更通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 補助金の交付決定を受けた申請者若しくは補助金の交付決定の変更を受けた申請者は補助対象事業を完了した日から1か月以内に補助金交付請求書（第6号様式）にバス借上料領収書を添えて会長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 会長は、申請者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

別表

補助金の対象団体	補助率	限度額
[区分1]及び[区分2]	補助対象経費の1/2	30,000円 ただし、リフト付きの場合は40,000円
[区分3]及び[区分4]	補助対象経費の1/4	20,000円 ただし、リフト付きの場合は30,000円

※限度額は借上バス1台・1回あたりの金額

付 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。